

だいしん住宅サポートローン

大垣西濃信用金庫
(令和5年12月1日現在)

1. 商品名	だいしん住宅サポートローン
2. ご利用いただける方	・当金庫のしんきん保証基金保証付住宅ローン(有担保)が次のいずれかの条件を満たし、最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ①本審査結果が「可決」、「条件付可決」の方 ②契約中で貸付実行日から6ヵ月以内の方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員となれる方。
3. お使いみち	①当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 - a.インテリアや家電等購入資金 - b.引越費用、仮住まい費用 ②自家用自動車(オートバイ、自転車を含む)の購入等にかかる資金 ③申込人が利用しているローン(無担保)の借換え資金 (家族名義の借換え資金は対象外) ※カードローンは解約条件 ※お支払は購入先等へ振込となります。
4. ご融資金額	500万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	3ヶ月以上20年以内かつ当該住宅ローンの保証期間内
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
7. ご返済方法	毎月元金均等または毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。
8. 保証人・担保	(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
9. 保証料	保証料は、ご融資利率に含まれます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール: customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
11. その他	お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。